

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援給付(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス等給付費・障害支援区分の認定・障害支援区分の変更の認定)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

船橋市は、自立支援給付(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス等給付費・障害支援区分の認定・障害支援区分の変更の認定)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを回避するために、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、特定個人情報の漏えいその他の事態を未然に防ぐため、事前分析を行い適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

自立支援給付(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス等給付費・障害支援区分の認定・障害支援区分の変更の認定)の支給に関する事務において取り扱う全てのシステム操作者に対しては、守秘義務を課し、事務に応じた操作権限を設定している。また、システム操作に係る履歴を保存し、操作者を特定できるよう対策を講じている。
業務委託先事業者に対しては、業務目的以外での特定個人情報の利用の禁止を義務付ける等の制限を契約書に含める等の対策を講じている。

評価実施機関名

船橋市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援給付(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス等給付費・障害支援区分の認定・障害支援区分の変更の認定)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要)</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく自立支援給付(介護給付費・特例介護給付費・訓練等給付費・特例訓練等給付費・特定障害者特別給付費・特例特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費・特例地域相談支援給付費・計画相談支援給付費・特例計画相談支援給付費・療養介護医療費・高額障害福祉サービス等給付費・障害支援区分の認定・障害支援区分の変更の認定)の支給に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象かどうかの確認等のために、情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害児通所支援関係情報、介護保険給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認する。</p> <p>②①の対象者のうち、障害支援区分が必要な場合、認定審査会システム及び障害者福祉システムで障害支援区分認定調査及び医師意見書等の内容を確認し、市町村審査会を行い、障害支援区分の認定を行う。</p> <p>③①の対象者のうち、既に障害支援区分の認定を他市で受けている場合、障害支援区分認定情報を確認する。</p> <p>④①の内容から利用者負担上限月額を決定し、支給決定を行う。</p> <p>⑤支給決定情報を対象者に通知し、障害福祉サービス等受給者証を交付する。</p> <p>⑥支給決定情報を自治体中間サーバーに登録する。</p> <p>⑦該当サービスの利用に伴い費用の支給申請がされた際には、その内容を審査し、給付する。</p>
③システムの名称	障害者福祉システム、ケース台帳管理システム、認定審査会システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバー)、自治体中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の108の項、109の項、110の項 (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8の項、 11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話番号 047-436-2062
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	船橋市健康福祉局福祉サービス部障害福祉課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25号 電話 047-436-2345

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	<p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象かどうかの確認等のために、情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報を確認する。</p> <p>②①の対象者のうち、障害支援区分が必要な場合、認定審査会システム及び障害者福祉システムで障害支援区分認定調査及び医師意見書等の内容を確認し、市町村審査会を行い、障害支援区分の認定を行う。</p> <p>③①の内容から利用者負担上限月額を決定し、支給決定を行う。</p> <p>④支給決定情報を対象者に通知し、障害福祉サービス等受給者証を交付する。</p> <p>⑤支給決定情報を自治体中間サーバーに登録する。</p>	<p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象かどうかの確認等のために、情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害児通所支援関係情報、介護保険給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認する。</p> <p>②①の対象者のうち、障害支援区分が必要な場合、認定審査会システム及び障害者福祉システムで障害支援区分認定調査及び医師意見書等の内容を確認し、市町村審査会を行い、障害支援区分の認定を行う。</p> <p>③①の対象者のうち、既に障害支援区分の認定を他市で受けている場合、障害支援区分認定情報を確認する。</p> <p>④①の内容から利用者負担上限月額を決定し、支給決定を行う。</p> <p>⑤支給決定情報を対象者に通知し、障害福祉サービス等受給者証を交付する。</p> <p>⑥支給決定情報を自治体中間サーバーに登録する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 108の項(令第7号第55条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第6号)、109の項(令第7号第55条の2)、110の項(令第7号未公布)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 108の項(令第7号第55条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第9号)、109の項(令第7号第55条の2第1号)、110の項(令第7号第55条の3第3号)	事後	
平成30年2月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号並びに番号法別表第二の項番号及び令第7号 8の項(令第7号第7条第3号ホ)、11の項(令第7号第10条第3号ホ)、16の項(令第7号第12条第1号ハ、同条第3号ニ、同条第4号(同条第1号ハ)、同条第6号ニ)、20の項(令第7号第14条第1号ハ、同条第2号ハ)、26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号口)、56の2の項(令第7号第30条第12号)、57の項(令第7号第31条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第5号ヘ)、87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、108の項(令第7号第55条第1号ハ、同条第6号ハ)、116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、同条第4号(同条第1号ニ))	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号口、同条第3号ホ、同条第4号ハ)、16の項(令第7号第12条第1号ハ、同条第2号口、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ハ)、同条第6号口、同条第8号ニ)、20の項(令第7号第14条第1号ハ、同条第2号ハ)、26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号口)、56の2の項(令第7号第30条第12号)、57の項(令第7号第31条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第5号ヘ)、87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ)、116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同条第1号ニ))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 108の項(令第7号第55条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第9号)、109の項(令第7号第55条の2第1号)、110の項(令第7号第55条の3第3号)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 108の項(令第7号第55条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第9号、同条第10号)、109の項(令第7号第55条の2第1号)、110の項(令第7号第55条の3第3号)	事後	
平成31年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号口、同条第3号ホ、同条第4号ハ)、16の項(令第7号第12条第1号ハ、同条第2号口、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ハ)、同条第6号口、同条第8号ニ)、20の項(令第7号第14条第1号ハ、同条第2号ハ)、26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号口)、56の2の項(令第7号第30条第12号)、57の項(令第7号第31条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第5号ヘ)、87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ)、116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同条第1号ニ))	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号口、同条第3号ホ、同条第4号ハ)、16の項(令第7号第12条第1号ハ、同条第2号口、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ハ)、同条第6号口、同条第8号ニ)、20の項(令第7号第14条第1号ハ、同条第2号ハ)、26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号口)、56の2の項(令第7号第30条第12号)、57の項(令第7号第31条第1号ヘ、同条第2号ホ、同条第5号ヘ)、87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ)、116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同条第1号ニ))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 杉森 裕子	課長	事後	
平成31年2月4日	IV リスク対策	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象かどうかの確認等のために、情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害児通所支援関係情報、介護保険給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認する。</p> <p>②①の対象者のうち、障害支援区分が必要な場合、認定審査会システム及び障害者福祉システムで障害支援区分認定調査及び医師意見書等の内容を確認し、市町村審査会を行い、障害支援区分の認定を行う。</p> <p>③①の対象者のうち、既に障害支援区分の認定を他市で受けている場合、障害支援区分認定情報を確認する。</p> <p>④①の内容から利用者負担上限月額を決定し、支給決定を行う。</p> <p>⑤支給決定情報を対象者に通知し、障害福祉サービス等受給者証を交付する。</p> <p>⑥支給決定情報を自治体中間サーバーに登録する。</p>	<p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容)</p> <p>障害者総合支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①支給対象かどうかの確認等のために、情報提供ネットワークシステムを利用し対象者の住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付実施関係情報、障害児通所支援関係情報、介護保険給付等関係情報、身体障害者手帳情報、精神障害者保健福祉手帳情報を確認する。</p> <p>②①の対象者のうち、障害支援区分が必要な場合、認定審査会システム及び障害者福祉システムで障害支援区分認定調査及び医師意見書等の内容を確認し、市町村審査会を行い、障害支援区分の認定を行う。</p> <p>③①の対象者のうち、既に障害支援区分の認定を他市で受けている場合、障害支援区分認定情報を確認する。</p> <p>④①の内容から利用者負担上限月額を決定し、支給決定を行う。</p> <p>⑤支給決定情報を対象者に通知し、障害福祉サービス等受給者証を交付する。</p> <p>⑥支給決定情報を自治体中間サーバーに登録する。</p> <p>⑦該当サービスの利用に伴い費用の支給申請がされた際には、その内容を審査し、給付する。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項 番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、 11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号 口、同条第3号ホ、同条第4号ハ)、 16の項(令第7号第12条第1号ハ、同条第2号 口、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ハ)、 同条第6号口、同条第8号ニ)、 20の項(令第7号第14条第1号ハ、同条第2号 ハ)、 26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号 口)、 56の2の項(令第7号第30条第12号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号 ホ、同条第5号ハ)、 87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号ハ、 同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号ニ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2 号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、 同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同条第 1号ニ))	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項 番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、 11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号 口、同条第3号ホ、同条第4号ニ)、 16の項(令第7号第12条第1号ニ、同条第2号 ハ、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ニ)、 同条第6号ハ、同条第8号ニ)、 20の項(令第7号第14条第1号ニ、同条第2号 ニ)、 26の項(令第7号第19条第1号チ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号 口)、 56の2の項(令第7号第30条第12号)、 57の項(令第7号第31条第1号ハ、同条第2号 ホ、同条第5号ハ、同条第6号ハ)、 87の項(令第7号第44条第1号チ、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号 ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号 ニ)、 116の項(令第7号第59条の2第1号ニ、同条第2 号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号ニ)、 同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同条第 1号ニ))	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) 116の項(令第7号第59条の2第1号二、同条第2号(同条第1号二)、同条第3号(同条第1号二)、同条第4号(同条第1号二)、同条第5号(同条第1号二)、同条第6号二、同条第7号(同条第6号二)、同条第8号(同条第6号二)、同条第9号(同条第6号二)、同条第10号(同条第6号二)、同条第11号(同条第6号二))	(船橋市が照会する根拠) (略) (船橋市が提供する根拠) (略) 116の項(令第7号第59条の2の2第1号二、同条第2号(同条第1号二)、同条第3号(同条第1号二)、同条第4号(同条第1号二)、同条第5号(同条第1号二)、同条第6号二、同条第7号(同条第6号二)、同条第8号(同条第6号二)、同条第9号(同条第6号二)、同条第10号(同条第6号二)、同条第11号(同条第6号二))	事後	
令和2年11月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和2年11月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月1日時点	令和2年10月1日時点	事後	
令和4年2月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号。)第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号	番号法第9条第1項別表第一の84の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項番号並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号。以下「令第7号」という。) 108の項(令第7号第55条第1号、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第8号、同条第9号、同条第10号)、109の項(令第7号第55条の2第1号)、110の項(令第7号第55条の3第3号)	(船橋市が照会する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の108の項、109の項、110の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 (上欄の続き)	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第7号及び番号法別表第二の項 番号並びに令第7号 8の項(令第7号第7条第2号ニ、同条第3号ホ)、 11の項(令第7号第10条第1号ニ、同条第2号 口、同条第3号ホ、同条第4号ニ)、 16の項(令第7号第12条第1号ニ、同条第2号 ハ、同条第4号ニ、同条第5号(同条第1号ニ)、 同条第6号ハ、同条第8号ニ)、 20の項(令第7号第14条第1号ニ、同条第2号 ニ)、 26の項(令第7号第19条第1号子、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 53の項(令第7号第27条第1号口、同条第2号 口)、 56の2の項(令第7号第30条第12号)、 57の項(令第7号第31条第1号ヘ、同条第2号 ホ、同条第5号ヘ、同条第6号ヘ)、 87の項(令第7号第44条第1号子、同条第2号、 同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6 号)、 108の項(令第7号第55条第1号ホ、同条第2号 ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、同条第9号 ニ)、 116の項(令第7号第59条の2の2第1号ニ、同条 第2号(同条第1号ニ)、同条第3号(同条第1号 ニ)、同条第4号(同条第1号ニ)、同条第5号(同 条第1号ニ)、同条第6号ニ、同条第7号(同条第 6号ニ)、同条第8号(同条第6号ニ)、同条第9号 (同条第6号ニ)、同条第10号(同条第6号ニ)、 同条第11号(同条第6号ニ))	(船橋市が提供する根拠) 番号法第19条第8号及び番号法別表第二の8の 項、 11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56 の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項	事後	
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	船橋市総務部法務課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	船橋市総務部総務法制課 〒273-8501 千葉県船橋市湊町2丁目10番25 号 電話 047-436-2062	事後	